

医療安全

シリーズ

第19回

「医療事故調査制度」について

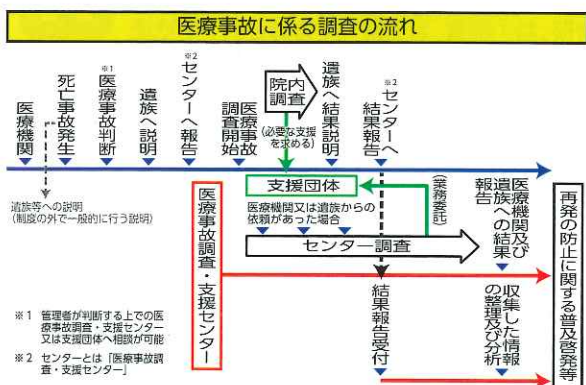
松本・山下綜合法律事務所
弁護士 山口 祐輔

1.はじめに

医療事故の原因を究明し、再発を防止するための「医療事故調査制度」が、平成27年10月からスタートしました。この制度は、一定の医療事故が発生した場合に、医療機関（病院、診療所または助産所）が、原因を自ら調査して、その結果を遺族や第三者機関（医療事故調査・支援センター）に報告しなければならないとするものです。調査や報告自体は、医療機関の管理者の義務とされていますが、勤務する医療機関で対象事故が発生した場合に、皆さんも何らかの関わりを持つことは十分に考えられますので、今回の記事を参考として下さい。

2.医療事故調査の流れ

医療機関で対象となる医療事故（後述）が発生した場合には、医療機関の管理者は、①あらかじめ遺族に事故の状況等を説明した上で、医療事故調査・支援センターに事故の報告をしなければなりません。続いて、②外部の医療事故調査等支援団体に支援を求めた上で、③事故の原因を明らかにするために必要な院内調査を行わなければなりません。そして、④あらかじめ遺族に説明を行った上で、調査結果を医療事故調査・支援センターに報告します。なお、医療事故調査・支援センターは、病院管理者または遺族から依頼があったときは、必要な調査等を行うことができます。



（出典：厚生労働省ウェブページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>）

3.制度のポイント

①医療に起因したと疑われる死亡または死産で、管理者が予期しなかった事故が対象

本制度の対象となる「医療事故」とは、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産であって、当該管理者が当該死亡または死産を予期しなかったもの」とされており、以下のとおり2つの状況を満たすものに限定されます。

	医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産	左記に該当しない死亡または死産
管理者が予期しなかったもの	制度の対象事案	
管理者が予期したものの		

※過誤の有無は問いません

（出典：厚生労働省ウェブページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>）

②医療事故の再発防止が目的

本制度は、関係者の責任追及を目的とするものではなく、医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を図ることを目的としています。そのため、厚生労働省は、各医療機関が行う調査や医療事故調査・支援センターが行う調査の実施に当たっては、本制度の目的を踏まえ、医療事故の原因を個人の医療従事者に帰するのではなく、医療事故が発生した構造的原因に着目すべきとしています。ただし、法律上、報告書を裁判に使用することが制限されているわけではないことに注意が必要です。

③院内調査（自主調査）が原則

本制度は、まずは、当該医療機関による院内調査を原則としています。ただし、外部の専門家の支援を受けさせる目的で、医療事故調査等支援団体（医師会や学会のほか看護協会も指定されています）の支援を受けながら調査が進められることを予定しています。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないかでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242